

# 上山市消費生活センターだより

令和2年10月発行

## 国勢調査を装った不審な電話に注意！



〈事例1〉「国勢調査」と言って電話があり、「いくつ口座があるか？」  
預金は1千万円以上あるか？」と聞かれた。

〈事例2〉「国勢調査」と言って、個人情報を知られた。

国勢調査では、調査員が直接電話で個人情報や預貯金を聞くことはありません。公的機関等をかたり、家族構成や資産状況を聞き出す「アポ電」の可能性もあります。このような電話にはすぐに答えず、いったん電話を切って、市の国勢調査担当（672-1111）に連絡をするようにしてください。

## パソコン操作中に突然警告音が鳴り、すぐに電話するよう表示された。



〈事例〉 パソコンを操作中に突然警告音が鳴り、「ウイルスに感染しました、サポートセンターに電話してください。」と画面が表示された。あわてて表示された電話番号に連絡したところ、「ウイルスに感染している。3年間のサポート契約が必要。」と言われた為しかたなく契約し、サポート契約料5万円はクレジットカードで決済した。解約したいが連絡が取れない。

このような表示は二セの警告画面なので、あわてて表示されている事業者に連絡しないようにしてください。

警告画面が消えない場合は、パソコンのメーカーのサポートセンターの他に、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページ（<https://www.ipa.go.jp/>）や安心相談窓口（03-5978-7509）から情報を得ることができます。

## 通信販売ってクーリング・オフできないの？

はい。通信販売は、クーリング・オフができません。クーリング・オフは、訪問販売など不意打ち的な販売方法において設けられた制度です。自ら選択して購入する通信販売には適用されません。通信販売で商品を購入する際は、事前に返品可否や、返品・交換の条件などをよく確認してからにしましょう。



## 広告をタップしたら、突然、アダルトサイトに「会員登録完了」？

スマホに出ていた広告をタップしたら、突然、アダルトサイトにつながり、「登録完了」と10万円請求の表示になった。料金は支払わないといけないの？



消費者庁イラスト集より

いいえ。支払う必要はありません。

「電子消費者契約法」では、確認画面と訂正画面がない契約は無効となっています。ワンクリックで契約は成立しません。電話番号が表示されていても、決して電話をしないようにしましょう。

ご家庭でもぜひ消費者トラブルについて話題にしてみてください。就職や学業のため離れて暮らすお子さま等にはこちらをお知らせください。

## 消費者ホットライン ☎188 (いやや!)

全国共通の電話番号です。最寄りの消費生活相談窓口につながります。

### 「消費生活センター」ってどんなところ？



消費生活に関する次のような相談ができます。

- 事業者との契約に関するトラブル
- 架空請求・不当請求
- 悪質商法、訪問販売、通信販売に関するトラブル
- クーリング・オフについて
- 等々…



消費者庁イラスト集より

相談すれば必ず問題が解決できるというわけではありませんが、解決できるように消費者様と一緒に考え、対処方法の助言や情報提供などを行います。相談は無料です。相談者の方の秘密は厳守されます。

消費生活で少しでも「おかしい」「不安」と思ったら、どうぞ早目にお電話ください。

～ご相談の前に～

相談に関する資料（契約書、保証書、パンフレットなど）をご準備いただくと、問題点を把握するのに役立ちます。

## 【発行】 上山市消費生活センター

〒999-3192 上山市河崎 1-1-10 上山市役所 市民生活課内

☎023-672-1111 内線 115